

【領域番号】 1301	【領域略称名】 法と人間科学
【領域代表者（所属）】 仲 真紀子（北海道大学・大学院文学研究科・教授）	
<p>以下、1. 応募時に記述した研究期間内の目標について述べ、2. 現在どこまで研究が進展しているのか、その経過について述べる。また、3. 応募時に設定した研究の対象に照らして、どのように発展したかを、計画研究毎に記述する。</p> <p>1. 応募時に記述した研究期間内の目標</p> <p>計画書に示した通り、期間内に、以下の3点を達成する。</p> <p>(1) 基礎研究と「道具」の作成：10の計画研究課題は、それぞれが研究の目標を追求し、新たな学術的成果を得るとともに、社会実装のための道具を作り出す。それは、【法意識と教育】の教材(①、②、③)、【捜査手続き】における事情聴取法(④、⑤)や供述の査定法(⑥)、【裁判員裁判】における実務家研修マニュアル(⑦、⑧)、【司法と福祉】における実務家研修プログラム(⑨)、処遇支援(⑩)などである。</p> <p>(2) 道具の使用とフィードバック：上記の道具を、市民、実務家に提供し、社会実装するとともにフィードバックを得る。これは有機的連携(【1】実務家研修、【2】シンポジウム・研究会、【3】模擬裁判、【4】合宿)、ならびに有機的発信(【5】HP・ニューズレター・通信等)によって行う。</p> <p>(3) 学術研究への投入：得られたフィードバックから、さらに基礎研究を発展させる。これは(1)をスパイラルに発展させたものとなる。</p> <p>なお、各研究班は、このサイクルを期間中に少なくとも4回は繰り返すことを目標とした。</p> <p>2. 現在どこまで研究が進展しているのか</p> <p>(1) 基礎研究と「道具」の作成の進展</p> <p>【法意識と教育】</p> <p>① A01-001 唐沢班（責任概念）：唐沢班は司法における基本的概念の一つである「責任」に注目し、その歴史的展開や発達を調べるとともに、「責任」を含む教育教材の開発を目指している。これまでに、責任概念について規範論的・心理学的整理を行い、個人の責任／組織の責任の概念が異なることや、規範意識や懲罰動機は責任のとりかた(量刑等)に影響を及ぼすことを調査、実験により明らかにした。</p> <p>② A01-002 河合班（刑罰と犯罪抑止）：河合班は、厳罰化・死刑に関する信念と科学的知見との関係性を調べ、市民に科学的に裏付けられた知識を提供する方法を検討している。まず、市民の意識をより正確に捉えることを目指して、討論形式の世論調査の方法について検討し、予備調査を行った。結果を踏まえ、刑罰に関する市民の意識を精査し、その上で知識提供の方法を探る。</p> <p>③ A01-003 久保山班（法教育）：久保山班では民事紛争を題材とした、法教育のゲーム教材を作成する。紛争解決に関する複数のパターン(自治法廷、弁護士等の専門家、長老のような権威者による判断、いじめを題材としたビデオゲーム)などに対する市民の反応を調べ、主体的に問題に慣れ親しむことでより柔軟な解決を目指す、ゲームを試作した。</p> <p>【捜査手続き】</p> <p>④ A02-001 高木班（被疑者面接技法）：高木班では、虚偽自白の発生を防ぐ被疑者面接技法の作成を目指している。糾問的で自白を得やすいとされる米国のReidテクニック、自白を得ることよりも情報収集を目指す英国のPEACEアプローチ、および日本の伝統的取り調べ法を比較するとともに、日本における現実の取調べを分析した。その結果、枠組みを明確にした上で取調べを行う欧米の方法に比べ、日本では曖昧なコミュニケーションのなかで情報収集が行われていることを明らかにした。これらを踏まえ、日本型の取調べ法の検討を開始した。</p>	

- ⑤ **A02-002 巖島班（目撃証言の識別・尋問方法）**：巖島班では、目撃証言の正確さを保証する識別・尋問方法の開発を目指す。そのために、目撃証言の正確性に影響を及ぼす種々の要因、すなわち情報源モニタリング、スキーマ、視覚的注意、顔の示唆性、顔の識別後のフィードバック（合っている、いない等）、非言語音による発話者の同一性識別等につき、実験研究を行い、効果の所在を明らかにした。
- ⑥ **A02-003 佐藤班（供述の三次元地層モデリング）**：佐藤班では、複数回にわたって録取される供述を三次元的に視覚化し、信用性の査定を支援するコンピュータプログラム（KTH CUBE）を作成し、これを用いて供述の分析を行うことを目指している。まず、供述を図的に示すことの情報理論的意義につき考察し、大量の情報を処理するための認知的付加の提言、多角的な観点から情報を概観できるパースペクティブを実現することの効果を明らかにした。

【裁判員裁判】

- ⑦ **A03-001 伊東班（裁判員の判断過程）**：伊東班では、裁判員による司法判断に影響を及ぼす種々の要因、特に情動的な要因について検討している。これまでに複数の実験研究を行い、グロテスクな写真を提示することの効果、マインドセットと説示が判断に及ぼす影響、被害者意見陳述等の感情に関わる要因が事実認定判断に及ぼす影響について明らかにした。
- ⑧ **A03-002 指宿班（可視化の制度構築と裁判員裁判）**：指宿班では、裁判員裁判における取り調べの可視化の効果と問題点を明らかにし、提言やガイドラインの策定を行うことを目指している。これまでに、取調べのあり方により生じたとされる冤罪について精査し、可視化に関わる問題と論叢、検察庁、警察庁の動向、心理学的課題について検討した。

【司法と福祉】

- ⑨ **A04-001 仲班（司法面接）**：仲班は認知・発達心理学の視点に立ち、虐待被害の疑いのある子どもへの事情聴取の方法（司法面接法）を確立するとともに、司法と福祉の連携のあり方を検討することを目指している。実験研究により、異なる面接法の効果、オープン質問を行うことの意義を明らかにするとともに、出来事を報告することの意義を調べた。これらを踏まえ専門家に研修を行い、フィードバックを得た。
- ⑩ **A04-002 石塚班（犯罪者・非行少年の処遇）**：石塚班は、発達障がいをもつ者などへの処遇のありかたを検討し、人間科学の知見の活用を考える。これまでに、処遇・矯正に関して重要なトピックを4つ取り上げ（すなわち、発達障害、性犯罪者、薬物依存症者、刑事施設での宗教活動）、これらにつき情報収集を行った。これらを踏まえ、調査研究の計画を立てた。

(2) 道具の使用とフィードバック（【1】～【5】）の進展

(1) で行った研究、それを受けての「道具」を実務家や市民を対象に提供し、そのフィードバックを得ることは本領域を推進するための重要なエンジンとなっている。以下、【1】司法に関わる専門家や実務家（弁護士、警察官、児童相談所職員等）を対象とする**実務家研修**、【2】法学者、心理学者と実務家が共同で行う**シンポジウムや研究会（札幌法と心理学研究会）**、【3】市民や実務家を対象とする**模擬裁判**、【4】**合宿（全体会）**を行い、【5】HP、冊子体による**ニューズレター**、電子媒体による**法と人間科学通信**に関する成果について述べる。

【1】実務家研修：実務家研修は、以下に示すように、平成23年度は2回、24年度は2回、25年度は（3回中の）1回実施した。研究者、実務家（弁護士、警察官、家裁調査官、教員、カウンセラー等）の参加があり、知見の提供を行うとともに、質疑応答、調査表等により、現場の声を収集した。

- **23年度**：5月27日（学習院大学）「目撃供述はなぜ誤るのか：その原因と目撃供述の評価法」（巖島班）；9月18日（日本大学）「被疑者へのビデオ録画面接の効果：面接技術の向上のためにも」（R.ブルレスター大学教授）
- **24年度**：6月1日（岡山大学）「市民と育む法意識：法教育の理論と実践」（唐沢班・長谷川班）；9月14日（専修大学）「コミュニケーション弱者のための取り調べ技法：情報収集アプローチ」（高木班・仲班）
- **25年度**：4月27日（北海道大学）：「大学のカルト対策～被害者への具体的な援助と方策～」(櫻井班)

【2】シンポジウム・研究会

- **23年度**：10月1日（名古屋大学）「エビデンスに基づく取り調べの科学化」（唐沢班・高木班・指宿班・仲班）；**24年度**：10月19日（青山学院大学）「法学と人間科学における学際的研究の展望と課題」（唐

沢班・指宿班・高木班・仲班)；25年1月12日(東京商工会議所)「『法と人間科学』という学融的領域が切り開く未来」(唐沢班・佐藤班・指宿班・伊東班・唐沢(か)班・仲班・石塚班)；3月17日(慶應義塾大学)：「裁判員裁判と心理学：心理学的研究は何を語るのか？」(伊東班・佐伯班)；**25年度**：6月8日(学習院大学)：「裁判員裁判をめぐる心理学的諸問題-何が問題か・どう対処するか」(唐沢班・仲班)

- 札幌法と心理学研究会：研究班員や実務家・専門家による「札幌法と心理学研究会」を、北海道大学において、平成23年度は5回、平成24年度は8回、平成25年度は3回(6月まで)開催した。

【3】模擬裁判：平成23年度、24年度にそれぞれ1度実施した。

- 24年2月26日(札幌市資料館：旧札幌控訴院法廷)：幼児への虐待、心理学者による専門家証言、量刑判断に焦点を当てた模擬裁判を行い、研究者、実務家(弁護士、家裁調査官等)、市民が参加した。
- 25年3月3日(秋田大学)：「いじめ問題プロジェクト -いじめ・人権・教育・法-」として学校でのいじめ事案にもとづく模擬裁判を行い、研究者、実務家(弁護士、教員)、市民が参加した。

【4】全体会・合宿：平成23年度は「全体会」、24年度はより実質的な議論・意見交換を行う合宿を実施した。領域形成について議論を行うため、24年度は事前課題を設け、グループワークを実施した。

【5】HP・ニューズレター・通信等：23年度にHPを立ち上げ、【1】～【4】の情報や計画研究班、公募班の活動を掲載した。また、学生・院生、実務家からの問い合わせが可能なデータベースとしての充実も図りつつある。ニューズレター、電子媒体による法と人間科学通信を各3号発信した。

3. 応募時に設定した研究対象に照らし、どのように発展したか

本領域で設定した研究対象は、(1)既存の学問分野の枠に収まらない**新興・融合領域**の創成を目指す、(2)異なる学問分野の研究者が**連携**して行う共同研究等の推進により、当該研究領域の発展を目指す、(3)多様な研究者による**新たな視点や手法による共同研究等**の推進により、当該研究領域の新たな展開を目指す、の3点を設定した。以下、各点につき順に述べる。

(1) **既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域の創成ができたか**：本領域は法学と人間科学の融合を目指している。しかし、共同研究を行うだけでは、新しい知見・方法の持ち寄りだけでは、一体化は困難である。そこで、本領域では研究のサイクルに「実務家への研修」を取り入れ、現実の法教育、事件捜査、裁判、あるいは福祉・司法の場で用いることのできる「道具」を作り出すことを目指した。研究成果を実務家に提供し、フィードバックを研究に投入するという方法は、「現実に使えるか」「使うことで明らかに状況が改善されるか」という厳しい基準により、研究の方法や成果の発信の仕方に影響を及ぼしている。

一指標として、23年度と24年度の「**道具の使用とフィードバック**」(【1】～【5】)への参加者数と、参加者の職種を調べた。人数がカウントできたものみの統計であり、制約はあるが、参加者総数は23年度は162人、24年度は256人で、56%の増加であった。職種の割合を図1に示す。23年度は法学者、心理学者、社会学者がそれぞれ15%、52%、0%で、大半が心理学者であり、専門家・実務家は全体の22%であった。24年度は法学者、心理学者、社会学者の割合は23%、33%、7%となり、専門家・実務家の職種も弁護士、警察・検察、家裁調査官、児童相談所職員、教員と広がっている。実務家に提供し、社会実装を目指すことのできる成果を出す事のできる**新興・融合領域**の萌芽が見える。

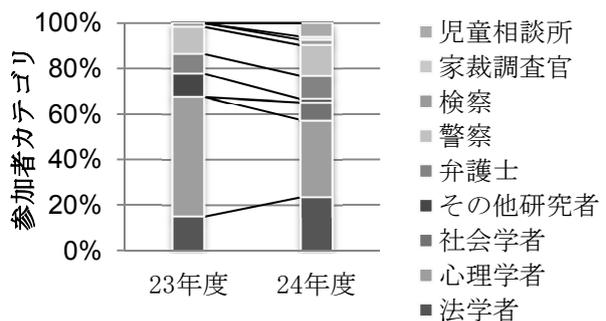


図1：年度ごとの参加者カテゴリ (%)

(2) 異なる学問分野の研究者が連携して行う共同研究等の推進により、当該研究領域が発展したか：本領域の成果には、法学、心理学分野に属するとされる研究者が共同で問題解決に挑み、社会に提言をしている例が多数見られる（白取「刑事司法における心理学・心理鑑定の可能性」、指宿「可視化へ！」等）。

(3) 多様な研究者による新たな視点や手法による共同研究等の推進により、当該研究領域の新たな展開を目指したか：法解釈、判例分析、法や法制度の国際比較等は法学の資産であり、実験・調査法、モデリング等は心理学の資産である。これらを融合させ、法の実務の上で意義のある課題を実証的に検討するという展開が見られた（仲「エビデンスにもとづく取調べの科学化」、佐藤「KTHキューブ」等）。